

申請手数料（住宅版）

令和8（2026）年4月1日改定版

■確認申請手数料および省エネ法審査（仕様基準）手数料：住宅※1

床面積（㎡）	① 確認申請手数料		省エネ法手数料（仕様基準） ※適合性判定の場合は下表参照			
	特例あり	特例なし	②戸建て		③共同住宅等	
$A \leq 30$	8,000円	12,000円	A < 200	18,000円	A < 300	33,000円
$30 < A \leq 100$	15,000円	22,000円				
$100 < A \leq 200$	21,000円	33,000円				
$200 < A \leq 500$	44,000円		A ≥ 200	20,000円	300 ≤ A < 2,000	55,000円
$500 < A \leq 1,000$	58,000円					
$1,000 < A \leq 2,000$	83,000円					
$2,000 < A \leq 10,000$	207,000円					
$10,000 < A \leq 50,000$	326,000円					
$50,000 < A$	583,000円				50,000 < A	142,000円

備考 一の申請において、確認の特例なしの建築物のほかに、確認の特例ありの建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、確認の特例なしの手数料の額とする。

※1 気候風土適応住宅を含む

確認申請時の手数料計算例

省エネ審査が必要な戸建て = ① + ②
 省エネ審査が必要な共同住宅 = ① + ③
 省エネ審査が不要な建築物（準防火内の10㎡未満） = ①

適合性判定審査手数料：住宅※1（仕様基準と計算併用の申請）

		床面積（㎡）	当初	変更（当初/2）	軽微変更（当初/2）
仕様・ 計算併用	④戸建	A < 200	25,500円	12,800円	12,800円
		$200 \leq A$	27,900円	14,000円	14,000円
	⑤共同住宅等	A < 300	49,200円	24,600円	24,600円
		$300 \leq A < 2,000$	80,000円	40,000円	40,000円
		$2,000 \leq A < 5,000$	136,300円	68,200円	68,200円
		$5,000 \leq A$	197,400円	98,700円	98,700円

①+（④or⑤）を徴収する。（省エネ適判審査が必要な場合）以下同じ

※1 気候風土適応住宅を含む

適合性判定審査手数料：住宅（標準計算の申請）

		床面積（㎡）	当初	変更（当初/2）	軽微変更（当初/2）
標準計算	④戸建	A < 200	33,300円	16,700円	16,700円
		$200 \leq A$	36,800円	18,400円	18,400円
	⑤共同住宅等	A < 300	65,200円	32,600円	32,600円
		$300 \leq A < 2,000$	106,100円	53,100円	53,100円
		$2,000 \leq A < 5,000$	177,800円	88,900円	88,900円
		$5,000 \leq A$	253,100円	126,600円	126,600円

適合性判定審査手数料：住宅（他の建築物の申請）

		床面積（㎡）	当初	変更（当初/2）
他の建築物	④戸建	A < 200	5,800円	2,900円
		$200 \leq A$	5,800円	2,900円
	⑤共同住宅等	A < 300	10,000円	5,000円
		$300 \leq A < 2,000$	22,400円	11,200円
		$2,000 \leq A < 5,000$	44,600円	22,300円
		$5,000 \leq A$	76,400円	38,200円

■ 中間検査・完了検査手数料

床面積 (㎡)	①完了検査手数料 (中間検査が不要な場合)		①完了検査手数料 (中間検査を受けた場合)		中間検査手数料
	特例あり	特例なし	特例あり	特例なし	
A ≤ 30	14,000 円	18,000 円	13,000 円	17,000 円	12,000 円
30 < A ≤ 100	17,000 円	23,000 円	16,000 円	22,000 円	15,000 円
100 < A ≤ 200	23,000 円	32,000 円	21,000 円	30,000 円	21,000 円
200 < A ≤ 500	42,000 円		40,000 円		28,000 円
500 < A ≤ 1,000	52,000 円		50,000 円		46,000 円
1,000 < A ≤ 2,000	71,000 円		67,000 円		62,000 円
2,000 < A ≤ 10,000	160,000 円		150,000 円		140,000 円
10,000 < A ≤ 50,000	249,000 円		239,000 円		219,000 円
50,000 < A	469,000 円		460,000 円		409,000 円

備考 一の申請において、**確認の特例なしの建築物**のほかに、**確認の特例ありの建築物**を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、**確認の特例なしの手数料の額とする。**

省エネ法現場検査手数料：住宅※¹

		床面積 (㎡)	②手数料
仕様基準・適合性判定	④戸建	A < 200	11,000 円
		200 ≤ A	12,000 円
	⑤共同住宅	A < 300	24,000 円
		300 ≤ A < 2,000	44,000 円
		2,000 ≤ A < 5,000	81,000 円
		5,000 ≤ A	128,000 円

完了申請時の手数料計算例
 省エネ審査が必要な戸建て = ① + ②
 書エネ審査が必要な共同住宅 = ① + ②
 省エネ審査が不要な建築物(準防火内の 10 ㎡未満) やカーポートのみの検査 = ①

※1 気候風土適応住宅を含む

■ 建築設備等手数料

	建築設備 (乗用昇降機)	ダムウェーター	工作物
確認申請	14,000 円 (計画変更 8,000 円)	8,000 円 (計画変更 5,000 円)	13,000 円 (計画変更 7,000 円)
完了検査	20,000 円	13,000 円	15,000 円

※1 基あたりの手数料

■ 許可・認定申請手数料

第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物	120,000 円
第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物 (浜茶屋等)	20,000 円
第 43 条第 2 項第一号の規定に基づく認定	27,000 円
第 43 条第 2 項第二号の規定に基づく許可(旧第 43 条ただし書許可)	33,000 円

■ 移転、大規模な修繕、大規模な模様替、用途変更 床面積 × 1/2

■ 手数料減額

行政庁の処分 (道路拡幅等)、火災等による一年以内の新築等 手数料 × 1/2

建基法第 85 条第 6 項 (仮設店舗、仮設浜茶屋等) 手数料 × 1/2